



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

上場会社名	藤田エンジニアリング株式会社
代表者	代表取締役社長 藤田 実
(コード番号	1770)
問合せ先責任者	取締役経営管理本部長 須藤 久実
(TEL	027-361-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成27年6月26日開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

- ① 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められました。これにより、取締役及び監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、該当する取締役及び監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の一部を変更するものです。
なお、定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、現行定款のうち、変更のない条文は省略しております。

(3) 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を行うことを目的とする。</p> <p>1. 管工事、電気工事、<u>土木建築一式工事、機械器具装置設置工事</u>及び有線・無線放送設備工事の設計施工 (新 設)</p> <p>2. ～15. (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として契約を締結することができる。</p>	<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を行うことを目的とする。</p> <p>1. 管工事、電気工事、<u>建築工事、土木工事</u>及び有線・無線放送設備工事の設計施工</p> <p>2. <u>植物生産設備、除塵・除菌・消臭装置、その他機械器具装置の開発、販売及び設置工事</u></p> <p>3. ～16. (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として契約を締結することができる。</u></p>